

三重県版経営向上計画について

三重県版経営向上計画は、平成26年4月1日施行の「三重県中小企業・小規模企業振興条例」第16条に基づき、創設された制度です。

三重県内中小企業・小規模企業等の経営の向上に対する主体的な努力を促進し、その挑戦を後押しするだけでなく、意欲を引き出すため、多様な中小企業・小規模企業等がその取組みの発展段階（現状の経営課題の取組み）から適切な経営課題探して経営計画を策定することで、中小企業・小規模企業等の成長と三重県経済の活性化を図ることを目的としています。

制度の内容

三重県版経営向上計画では、多様な中小企業・小規模企業の発展段階に応じて次の3段階の申請を行うことができます。

- (1)ステップ1・・・自社の経営課題を解決していこうとする計画
- (2)ステップ2・・・経営課題の解決に向け具体的に取組もうとする計画
- (3)ステップ3・・・経営課題に対する解決策を本格的に実行しようとする計画



申請書類

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

①ステップ1・ステップ2

- ア 三重県版経営向上計画認定申請書(施行規則第1号様式:申請書のかがみ)
- イ 様式第1号(三重県版経営向上計画<本文>)
- ウ 様式第2号(三重県版経営向上計画<実施計画/スケジュール>)※ステップ2のみ。
- エ 別紙1(希望する支援策・県 HP での公表の可否)
- オ 別紙2(誓約書)
- カ 直近1期分の決算書写し(貸借対照表、損益計算書など)
 - ・法人の場合は、貸借対照表、損益計算書。
 - ・個人で青色申告の場合は、確定申告書(第一表、第二表)、損益計算書、貸借対照表。
 - ・個人で白色申告の場合は、確定申告書(第一表、第二表)、収支内訳書。
 - ・特定非営利活動法人の場合は、法人税確定申告書、貸借対照表、活動計算書。※ただし、決算期を一度も迎えていない場合は、合計残高試算表、開業届等。
- キ 法人の場合は、定款又は申請日から6か月以内に発行された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し(法特定非営利活動法人を含む。)
- ク 三重県版経営向上計画提出チェックリスト(参考様式)

②ステップ3

※事業実績が1年以上ない場合は、ステップ3の申請を行うことができません。

- ア 三重県版経営向上計画認定申請書(施行規則第1号様式:申請書のかがみ)
- イ 様式第1号(三重県版経営向上計画<本文>)
- ウ 様式第2号(三重県版経営向上計画<実施計画/スケジュール>)
- エ 様式第3号(三重県版経営向上計画<収支計画>)
- オ 様式第4号(三重県版経営向上計画<資金計画>)
- カ 別紙1(希望する支援策・県 HP での公表の可否)
- キ 別紙2(誓約書)
- ク 直近2期分の決算書写し
 - ・法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費計算書、製造原価報告書(完成工事原価報告書)、利益処分計算書(株主資本等変動計算書)
 - ・個人で青色申告の場合は、確定申告書(第一表、第二表)、損益計算書、貸借対照表。
 - ・個人で白色申告の場合は、確定申告書(第一表、第二表)、収支内訳書。
 - ・特定非営利活動法人の場合は、法人税確定申告書、貸借対照表、活動計算書。
- ケ 法人の場合は、定款又は申請日から6か月以内に発行された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し(法特定非営利活動法人を含む。)
- コ 三重県版経営向上計画提出チェックリスト(参考様式)

申請様式は、以下のホームページからダウンロードできます。

[申請様式へ](#)

※記載にあたっては、「記載要領・記載例」を参照してください。

[記載要領・記載例\(法人\)](#)・・・[〈新記載例 ; PDF で〉](#)

[記載要領・記載例\(個人\)](#)・・・[〈新記載例 ; PDF で〉](#)

◆支援策

(1)ステップ1・ステップ2・ステップ3

- ①商工団体の経営指導員等による計画の作成・実行支援
- ②<各種専門分野>の相談やサポートで、経営課題の支援を受けることができます。

(2)ステップ2・ステップ3

小規模企業に対する現場改善支援としての専門家派遣(3回まで)

(3)ステップ3

みえ経営向上支援資金、小規模事業資金(みえ経営向上支援扱い)
ICTを活用して生産性向上をめざす取組に対する専門家派遣(5回まで)

※専門家派遣、資金の適用については、別途、実施機関による適否の審査があります。

また、予算に達した時点で終了します。

※業種、法人の形態によっては、支援策を利用できない場合があります。

[\(1\)小規模企業現場の改善支援\(3回まで\)](#) [←〈制度の詳細はこちらをクリック〉](#)

[\(2\)ICT等の利活用による生産性向上への支援\(5回まで\)](#)

◆認定方法

公益財団法人三重県産業支援センターが調査・確認を行い、その結果を参考にして、県が認定を行います。

申請窓口

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地三重県合同ビル5F

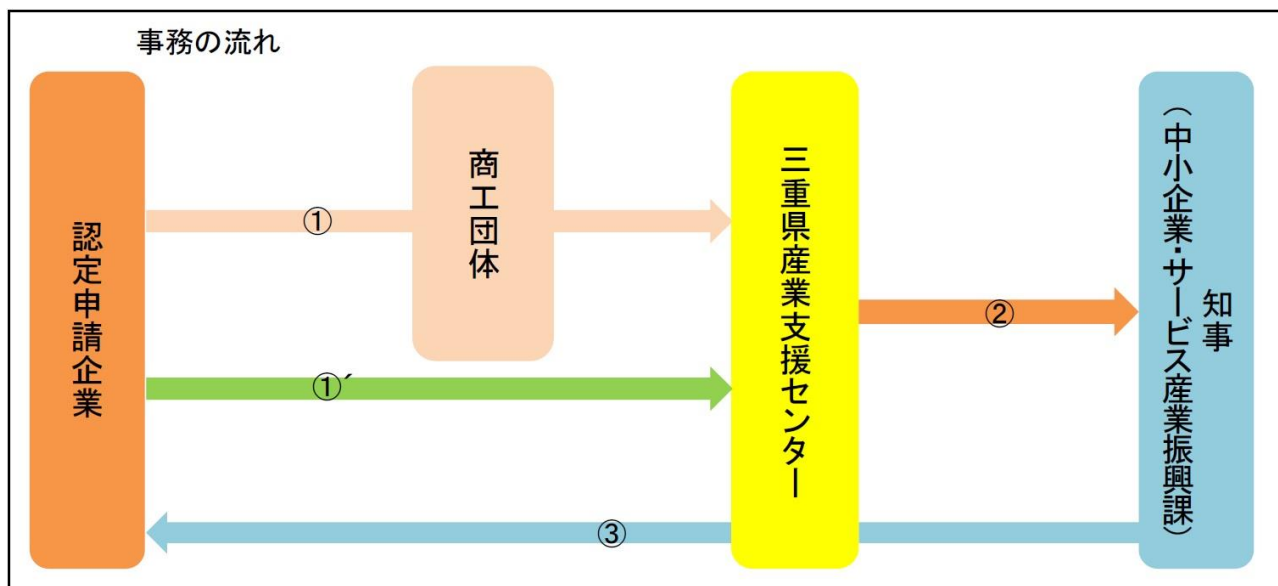
公益財団法人三重県産業支援センター 事業部 経営支援課 経営支援班

電話:059-253-4355

FAX:059-228-3800

メールアドレス:koujou@miesc.or.jp

※お近くの商工団体(商工会・商工会議所)で、**経営向上計画策定と申請書**の作成支援をしていますので、ご相談ください。



お問い合わせ先

公益財団法人三重県産業支援センター 事業部 経営支援課 経営支援班

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地三重県合同ビル5F

電話:059-253-4355

FAX:059-228-3800

メールアドレス:koujou@miesc.or.jp

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 中小企業・サービス産業振興班

〒514-8570 津市広明町13番地

電話:059-224-2534

FAX:059-224-2078